

# **第2次 掛川市国土利用計画**

**平成30年2月**

**静岡県掛川市**

この掛川市国土利用計画は、掛川市生涯学習まちづくり土地条例第22条の規定により、掛川市生涯学習土地審議会の調査審議を経て定められたものです。

## 計画の策定にあたって

本計画は、国土利用計画法における『公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市域全体の均衡ある発展を図る』という基本理念を踏まえ、国土利用計画法第8条の規定に基づき、平成27年8月策定の「国土利用計画（全国計画）―第5次―」と平成29年4月策定の「静岡県国土利用計画―第5次―」を基本とし、掛川市における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

掛川市では平成25年4月制定の「掛川市自治基本条例」において、掛川をさらに成長させ、成熟した社会を構築するため、『市民全体のまちづくりの実現を目指し、「協働のまちづくり」を進める』ことにより掛川市の将来像である「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」を実現するとしています。また、平成28年4月策定の第2次掛川市総合計画では、人口減少・少子高齢化の進行や産業構造が変化する中で、将来像を実現するための土地利用構想が示されています。

第2次掛川市国土利用計画は、協働による総合的かつ計画的な土地利用を着実に推進していくため、国や静岡県の国土利用計画の見直しを踏まえ、第2次掛川市総合計画の土地利用構想をより具体化するものとして策定します。

また、国土利用計画は、都市計画法に基づく都市計画区域を対象とした都市計画マスタープランや、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を対象とした農業振興地域整備計画、森林法に基づく森林計画区域を対象とした森林整備計画など、国土を形成する各要素の整備・保全等に関する各種計画を包括し、市域を一体的に捉えた計画として策定します。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じて見直しを行うものとします。

# 目 次

<b>第1章 市域の土地の利用に関する基本構想</b> .....	1
1 掛川市の概要 .....	1
2 第2次掛川市国土利用計画策定の背景 .....	1
3 土地利用の基本方針 .....	4
4 地域類型別の土地利用の基本方向 .....	7
5 利用区分別の土地利用の基本方向 .....	9
<b>第2章 市域の土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</b> ...	14
1 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	14
<b>第3章 規模の目標を達成するために必要な措置の概要</b> .....	16
1 総合的な措置 .....	16
2 地域類型別整備施策の概要 .....	19
3 土地（利用区分別）の有効利用の促進 .....	23
4 土地に関する調査の実施 .....	27